

令和 2 年山形村議会第 2 回定例会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 2 年 6 月 5 日 (金曜日) 午前 9 時 0 0 分開会

開会宣告

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

自 令和元年 6 月 5 日

(12日間)

至 令和元年 6 月 16 日

日程第 3 村長あいさつ・行政報告

日程第 4 諸般の報告

日程第 5 請願・陳情の委員会付託

日程第 6 報告第 1 号

日程第 7 報告第 2 号

《提案説明、質疑、委員会付託》

日程第 8 承認第 5 号

日程第 9 承認第 6 号

日程第 10 承認第 7 号

日程第 11 同意第 1 号

日程第 12 同意第 2 号

日程第 13 議案第 25 号

日程第 14 議案第 26 号

日程第 15 議案第 27 号

日程第 16 議案第 28 号

日程第 17 議案第 29 号

日程第 18 議案第 30 号

日程第 19 議案第 31 号

日程第 20 議案第 32 号

日程第 2 1 議案第 3 3 号

日程第 2 2 議案第 3 4 号

日程第 2 3 議案の委員会付託について

出席議員（12名）

1 番 春 日 仁 君	2 番 大 池 俊 子 君
3 番 上 條 倫 司 君	5 番 百 瀬 昇 一 君
6 番 新 居 禎 三 君	7 番 大 月 民 夫 君
8 番 百 瀬 章 君	9 番 竹 野 入 恒 夫 君
1 0 番 小 林 幸 司 君	1 1 番 小 出 敏 裕 君
1 2 番 福 澤 倫 治 君	1 3 番 三 澤 一 男 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 本庄利昭 君	副 村 長 小林かつ代 君
教 育 長 根橋範男 君	総務課長兼 会計管理者 上條憲治 君
企 画 振 興 課 長 藤沢洋史 君	税 務 課 長 篠町通憲 君
住 民 課 長 中川俊彦 君	保 健 福 祉 課 長 篠原雅彦 君
子 育 て 支 援 課 長 堤 岳志 君	産 業 振 興 課 長 村田鋭太 君
建 設 水 道 課 長 古畑佐登志 君	教 育 次 長 (教育政策課長) 小林好子 君
総 務 課 財 政 係 長 児玉佳子 君	

事務局職員出席者

事務局長 宮澤寛徳 君

書記 上條美季 君

◎開会宣告

○議長（三澤一男君） おはようございます。これより、令和2年第2回山形村議会定例会を開会いたします。

本日の会議に先立ちまして、皆様に申し上げます。新型コロナウイルス感染症の感染抑制を図るため、今定例会においても、マスクの着用など、感染防止策へのご理解とご協力を改めてお願いいたします。

次に、報道関係者から取材の申込みがありましたので、これを許可しました。

◎開議宣告

○議長（三澤一男君） それでは、全員が出席で、定足数に達しておりますので、直ちに本会議に入ります。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（三澤一男君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（三澤一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、1番、春日仁議員、2番、大池俊子議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（三澤一男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る6月1日開催の議会運営委員会において、本定例会の会期を本日から6月16日

までの12日間にすべきものと決定いたしました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認めます。よって、今議会定例会の会期は、本日から6月16日までの12日間と決定いたしました。

◎村長招集あいさつ・行政報告

○議長(三澤一男君) 日程第3、村長より行政報告を兼ねて、招集のあいさつをお願いします。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 世界中が新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、すべてが自粛モードの中にありますが、山形村の肥沃な大地には、特産の長芋やスイカの植えつけも進み、農家にとっては、今年も多忙な初夏を迎えております。

本日は、令和2年第2回山形村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、何かとご多用の中、全員のご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

戦後最大の国難であります新型コロナウイルス感染症の拡大防止の対策として、政府は47の全ての都道府県に緊急事態宣言を発令しておりました。

感染症拡大の減少に合わせ、5月14日、長野県を含む39の県に対し、また21日には関西の3府県、25日には残りの5都道県についても宣言を解除すると発表をいたしました。

これに伴いまして、山形村でも、6月から小学校が再開されるなど、少しずつではありますが、ふだんの日常生活が戻ってまいりました。

全国的には第2波の感染の拡大が懸念される地域もありますので、今後も気を緩めることなく、3密を避けるなどの感染防止のための対応が必要であります。

令和2年度は、コロナ対策最優先のスタートになりました。本定例会までの主なコロナ関連の事業について報告をいたします。

最初に、すべての国民一律に10万円を支給する特別定額給付金については、本村では、本日までに、特別申請・オンライン申請・郵送申請を合わせ、約3割の2,548人の村民の方への給付を行っております。

村独自の事業では、飲食店特別支援臨時給付金については一律に10万円を32の

事業者の方へ給付を行っております。

また、商工会の独自事業であります会員限定での商品券の発行については商工会への事業の補助として200万円の補助金の交付を行っております。

次に、子育て支援特別支援臨時給付金については、18歳未満の1,452人を対象に一律2万円をすべての世帯へ5月29日に総額2,904万円の給付を行いました。

今後もコロナ対策については、生活や経済の支援などきめ細かに対応することが重要だと考えております。

工事の発注状況につきましてはお手元に配付をさせていただきました工事の発注状況を御覧いただき、報告に代えさせていただきます。

本定例会には、令和元年度予算の繰越しに係る報告が2件、専決処分の承認3件、固定資産評価委員の選任・農業委員の任命の人事案件が2件、条例の一部改正が5件、令和2年度の補正予算3件を上程いたしました。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます、招集のあいさつとさせていただきます。

◎諸般の報告

○議長（三澤一男君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議長活動状況の報告から説明員の出席要求につきましては、印刷してお手元に配付のとおりですので、ご了承ください。

◎請願・陳情の委員会付託

○議長（三澤一男君） 日程第5、請願・陳情の委員会付託を行います。

今回受理しました請願・陳情は、2請願第1号の1件であります。

ここで2請願第1号の紹介議員からの内容説明を求めます。

大池俊子議員、説明願います。

大池俊子議員。

（2番 大池俊子君 登壇）

○2番（大池俊子君） それでは「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書についての説明をしたいと思っております。

この請願については毎年国へ意見書を上げていただいておりますが、なかなか実現できていません。あえて毎年、実現するまでやりたいと思いますので、よろしく願います。

それでは、請願の理由につままして説明したいと思います。特に今年は新型コロナウイルス感染症対策の休校措置の下で、各学校とも対応が違ってきます。子どもたちの命と健康を守ることが何よりも大事なことは当然です。しかし、休校措置は子どもたちの学習権を失わせ、教育を受ける権利を奪うことにもなる重大な措置でもあります。

家庭での学習プリントなど以外にオンライン学習導入に向けての方針を出しました。しかし、中には学習プリントに沿って自習することが困難な子どもたちもいます。

また、夏休みの大幅削減や土曜授業実施、7時間授業など、対応は子どもや教職員の過重負担となることも心配されます。

このコロナによる環境の大きな変化の中で、地方行政が逼迫している中、少人数教育の推進、学校施設、旅費、教材費、就学援助、奨学金制度など、教育条件の自治体間の格差がますます広がっています。さらに就学援助受給者の増大に表れますように、社会全体として低所得者層の拡大、固定化が進んでおり、所得の違いが教育格差につながってきています。

自治体の財政力や保護者の所得の違いによって、子どもたちが受ける教育水準に格差があってはならないと思います。したがって教育予算を国全体として確保、充実させることが必要であることから、この意見書をぜひ国に上げていただきたいと思ます。

請願事項としまして、教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に還元すること。

以上です。十分な審議をよろしく願います。

○議長（三澤一男君） 本日提案されました請願は、会議規則第92条及び第95条の規定により、お手元に配付の請願・陳情付託表のとおり、福祉文教常任委員会に付託し、審査願うことにいたします。

◎報告第1号～報告第2号

○議長（三澤一男君） 日程第6、報告第1号から日程第7、報告第2号までを一括し

て議題とします。村長の説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) はじめに、報告第1号「令和元年度山形村一般会計継続費繰越計算書の報告について」説明を申し上げます。

令和元年度の一般会計継続費に係る歳出予算の経費を、令和2年度に通次繰り越したため、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、繰越計算書を調製し、これを議会に報告するものであります。

令和2年度に繰り越した事業は2件、1,733万円であり、すべて一般財源の繰越であります。

報告第2号「令和元年度山形村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」説明を申し上げます。

令和元年度の一般会計の繰越明許費に係る歳出予算の経費を令和2年度に繰り越したため、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調整し、これを議会に報告するものであります。

この繰越計算書は、去る4月の村議会臨時会におきまして承認を頂きました令和元年度山形村一般会計補正予算(第6号)の繰越明許費に係るものであります。

令和2年度に繰り越した事業は4件、4,097万5,000円であります。財源の内訳としましては、国庫補助金で1,161万7,000円、起債で699万円、一般財源で2,236万8,000円であります。

以上、審議をよろしくお願いいたします。

○議長(三澤一男君) 村長の説明が終了しました。

ここで担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

最初に、報告第1号についての詳細説明はありますか。

○総務課長(上條憲治君) ありません。

○議長(三澤一男君) 次に、報告第2号についての詳細説明はありますか。

○総務課長(上條憲治君) ありません。

○議長(三澤一男君) それでは、報告第1号から報告第2号について、一括質疑を行います。質問事項が多項目にわたる場合にも、一括して質問してください。答弁はその後で行うようにします。

それでは質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第1号と報告第2号は終了いたします。

◎承認第5号～第7号

○議長（三澤一男君） 日程第8、承認第5号から、日程第10、承認第7号までを、一括して議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長（本庄利昭君） はじめに、承認第5号「山形村税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」の提案説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年4月30日に公布されたことに伴い、関連して、山形村税条例等の一部を改正する必要が生じました。

特に緊急を要する案件で、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでありましたので、令和2年4月30日付でこの条例の専決処分をいたしました。

改正の主な内容につきましては、地方税法の附則の条項の追加に伴う改正、軽自動車税の環境性能割の非課税期間の令和2年度末までの延長、新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予特例の新設や新型コロナウイルス感染症に係る寄附金税額の控除特例の新設であります。

地方自治法第179条第3項の規定によりまして、これを議会に報告し、その承認を求めるものであります。

次に、承認第6号「令和2年度山形村一般会計補正予算（第1号）」及び承認第7号「令和2年度山形村一般会計補正予算（第2号）」の専決処分の承認を求めることについて」の提案説明を申し上げます。

令和2年度山形村一般会計補正予算（第1号）及び令和2年度山形村一般会計補正予算（第2号）については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、補正予算（第1号）は令和2年5月1日に、補正予算（第2号）は、令和2年5月1

5日に専決処分をし、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、その承認を求めるものであります。

この一般会計補正予算（第1号）及び（第2号）であります。いずれも新型コロナウイルス感染症対策に関する補正予算であります。

補正予算（第1号）では、歳入歳出にそれぞれ8億8,830万3,000円を追加し、補正後の予算額を45億5,520万円としました。

内容としましては、国が行う、住民1人当たり10万円を支給する定額給付金関連の予算及び新型コロナウイルス感染拡大防止の対応を受けて、経営維持が困難となっている飲食店に対し、村が単独で行う事業所に10万円を支給する給付金、及び商工会が行う商工会会員を対象とした商品券発行事業の補助金を計上しております。

また、補正予算（第2号）では歳入歳出にそれぞれ4,531万9,000円を追加し、補正後の予算額を46億51万9,000円としました。

内容は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の1つとして、国が行う児童手当支給対象者に1人1万円を支給する子育て世帯臨時給付金事業及び村が独自で行う18歳以下の子ども1人に対し2万円を支給する給付金関連の補正であります。

以上、令和2年度山形村一般会計補正予算（第1号）及び令和2年度山形村一般会計補正予算（第2号）の専決処分について報告をし、説明を申し上げます。

よろしくご審議の上、承認を頂きますよう、お願いを申し上げます。

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明が終了しました。

ここで、議案審査についてお諮りします。

議会運営委員会において、承認第5号から承認第7号については、委員会付託を省略し、議会全員協議会を開催して詳細説明を受けることに決定しましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認めます。

よって、承認第5号から承認第7号までの3議案は、委員会付託を省略し、議会全員協議会において詳細説明を受けることに決定しました。

ここで休憩します。休憩。

（午前 9時21分）

○議長（三澤一男君） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

（午前 9時29分）

○議長（三澤一男君） それでは、承認第5号から順次、質疑・討論・採決を行います。
はじめに、日程第8、承認第5号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑がないので、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

承認第5号については、原案のとおり承認することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、承認第5号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第9、承認第6号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑がないので、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

承認第6号について、原案のとおり承認することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、承認第6号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第10、承認第7号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（三澤一男君） 質疑がないので、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、直ちに採決します。

承認第7号について、原案のとおり承認することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、承認第7号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎同意第1号～同意第2号

○議長（三澤一男君） 日程第11、及び日程第12は、人事に関する議案でありますので、一括議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長（本庄利昭君） はじめに、同意第1号「山形村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」の提案説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会は、固定資産の価格に対する不服を審査決定するために、市町村に設置するものとして地方税法に定められ、村税条例により3人の委員で構成されております。

現在、審査委員会委員を務めております上大池堤北連絡班の中村健一郎さんにつきましては、本年8月21日をもって、3年間の任期満了となりますが、引き続き同氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

固定資産の評価という適正と均衡の確保が求められる問題に関する不服の処理は、村の固定資産の実態を熟知し中立公平で慎重に審議を行うことが重要であります。中村健一郎さんに再び委ねることが適切と考え、選任したいと思いますので、ご審議の上、同意を頂きますようお願いを申し上げます。

次に、同意第2号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の提案説明を申し上げます。

現在、農業委員会委員の皆さんにおかれましては、本年7月19日をもって3年間の任期満了となります。平成28年4月に農業委員会等に関する法律が改正され、公職選挙法による選出から地区推薦・団体推薦・公募による候補者を、議会の同意を経て、村長が任命する方法に変わっております。

このたび各地区、団体等からの推薦が整いましたので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議を頂き、同意を頂きますようお願い申し上げます。

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明が終了しました。

ここで、議案審査についてお諮りします。

議会運営委員会において同意第1号及び同意第2号については、委員会付託を省略し、議会全員協議会を開催して、詳細説明を受けることに決定しましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認めます。

よって、同意第1号及び同意第2号の議案につきましては、委員会付託を省略し、議会全員協議会において詳細説明を受けることに決定いたしました。

ここで、休憩します。

休憩。

（午前 9時35分）

○議長（三澤一男君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前 9時41分）

○議長（三澤一男君） それでは、先ほど議題としました日程第11、同意第1号の議案について、お諮りいたします。

本案件は人事案件であり、既に全員協議会において詳細説明を受けておりますので、質疑を省略し、討論を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) 討論はありますか。

(発言する者なし)

○議長(三澤一男君) ないので、討論を終結し、採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第12、同意第2号の議案について、お諮りいたします。

本案件も、既に全員協議会において詳細説明を受けておりますので、質疑を省略し、討論を行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) 討論ありますか。

(発言する者なし)

○議長(三澤一男君) ないので、討論を終結し、採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第25号

○議長(三澤一男君) 日程第13、議案第25号「南竹原・竹田原連絡班集会施設用地の負担付き寄附の受け入れについて」を議題とします。

村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 議案第25号「南竹原・竹田原連絡班集会施設用地の負担付き寄附の受け入れについて」の提案説明を申し上げます。

令和2年4月23日付けで南竹原・竹田原連絡班集会所の敷地について、土地所有者及び南竹原・竹田原連絡長から村に寄附申出書及び趣意書が提出されました。

寄附にあたり、条件が付されているため、負担付き寄附の受け入れと認められますので、地方自治法第96条第1項第9号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

ご審議を頂き、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） 議案第25号の「南竹原・竹田原連絡班集会施設用地の負担付き寄附の受け入れについて」ご説明を申し上げます。

これにつきまして、令和2年、本年の4月23日付で土地所有者及び南竹原と竹田原連絡班長から村に対して寄附の申出書及び趣意書が提出されております。

寄附にあたりましては条件が付されておりますので、負担付き寄附の受け入れと認められますので、地方自治法の規定によりまして、議会の議決を求めるものであります。

寄附の条件につきましては、これまでありました連絡班集会所用地の寄附の受け入れと同様の内容になっております。

説明は以上です。

○議長（三澤一男君） 詳細説明が終わりました。

それでは、議案第25号について質疑を行います。質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りいたします。議案第25号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

議案第25号について原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、議案第25号「南竹原・竹田原連絡班集会施設用地の負担付き寄附の受け入れについて」は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第26号

○議長（三澤一男君） 日程第14、議案第26号「長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」を議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長（本庄利昭君） 議案第26号「長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」の提案説明を申し上げます。

山形村が委員会を共同設置している長野県町村公平委員会から、東筑摩郡筑北保健衛生施設組合が本年6月30日に脱退するため、同委員会の規約の変更が必要であります。この場合、地方自治法の規定により、地方公共団体が何らかの理由で脱退し、団体数の減少に伴う規約を改正する場合は、地方公共団体の議会議決が必要とされておりますので、議案として提案をいたしました。

ご審議を頂きますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明が終わりました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

○総務課長（上條憲治君） ありません。

○議長（三澤一男君） それでは、議案第26号について質疑を行います。質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りいたします。議案第26号は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

議案第26号について原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、議案第26号「長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議案第27号

○議長（三澤一男君） 日程第15、議案第27号「山形村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」を議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第27号「山形村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律」により、一般職の職員の給与に関する法律が改定されたことに伴い、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」で定めております非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額が改定されました。また、民法の一部を改正する法律により、法定利率が改正されております。

これに伴い、山形村消防団員等公務災害補償条例で規定する非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額に関する規定を改め、障害補償年金前払一時金等が支給された場合における損害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率を「100分の5」から「事故発生日における法定利率」に改めるものであります。これにより、山形村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものであります。

ご審議を頂きますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明が終了しました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

議案第27号についての詳細説明はありますか。

○総務課長（上條憲治君） ありません。

○議長（三澤一男君） それでは、議案第27号について質疑を行います。質疑のある議員の発言を許します。質疑はありますか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第28号～議案第29号

○議長（三澤一男君） 日程第16、議案第28号から日程第17、議案第29号までを一括して議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） はじめに、議案第28号「山形村国民健康保険条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策として、本村の国民健康保険の被保険者のうち、「事業主から給料の支払いを受けている被用者」が感染症に罹患し、または感染が疑われる症状を発したことで働くことができなくなった場合、その方に対して、一定要件の基に傷病手当金をお支払いする制度を適用させるため、条例上必要な整備を行うものであります。

次に、議案第29号「山形村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

本件も同様に新型コロナウイルスへの対応の1つではありますが、長野県後期高齢者医療広域連合が、被用者である被保険者に対して、感染症に罹患し、または疑われる症状により働くことができなくなった場合に傷病手当金を支払う制度を適用するにあたり、関係する村の条例に所要の改正を加えるものであります。

ご審議を頂きますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明が終了しました。

ここで担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

議案第28号についての詳細説明はありますか。

中川住民課長。

○住民課長（中川俊彦君） 主な中身については、今、村長から申しあげましたとおりでございますが、この傷病手当金につきましては、本来、条例上の規定を持っておりません。法定給付ではなくて任意給付という位置づけの中で村の国民健康保険条例には規定がございません。

しかし、今回のコロナの一連の流れの中で適用期間を限定してでありますけれども、この傷病手当金を適用させると。これは全国的な流れでもありますけれども、国民健康保険の保険者として今回についてはその必要があるという判断の中から、条例の附則の部分でこれを条文化させまして適用するということでございます。

後期高齢のほうについても同様な判断で処置をしてございます。

以上です。

○議長（三澤一男君） 以上で、詳細説明が終わりました。

それでは、議案第28号から議案第29号について一括質疑を行います。質問事項が多項目にわたる場合も、一括して質問してください。答弁はその後で行うようにします。

それでは、質問のある議員の発言を許します。質疑はありますか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第30号

○議長（三澤一男君） 日程第18、議案第30号「山形村介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第30号「山形村介護保険条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、所得の少ない者に対する保険料減免の強化についてと新型コロナウイルス感染症の影響に係る保険料減免遡及適用について、所要の改正を行うものであります。

ご審議を頂きますよう、お願いを申し上げます。

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明が終了しました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

議案第30号についての詳細説明はありますか。

○保健福祉課長（篠原雅彦君） ありません。

○議長（三澤一男君） それでは、議案第30号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第31号

○議長（三澤一男君） 日程第19、議案第31号「山形村公民館条例の一部を改正する条例について」を議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 議案第31号「山形村公民館条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

本村におきましては、公民館長及び公民館副館長の身分は昭和30年の国の通達に基づき、地方公務員法の特別職の職員として定めてまいりました。

しかし、令和2年4月1日施行の改正地方公務員法では、臨時職員または非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらに準ずる者の職について限定的となり、公民館長及び公民館副館長については、非常勤の特別職に該当しないこととなりました。

そこで、山形村公民館条例で定める館長及び副館長の非常勤特別職に関する規定を削るため、山形村公民館条例の一部を改正するものであります。

ご審議を頂きますよう、お願いを申し上げます。

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明が終了しました。

ここで、担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

議案第31号についての詳細説明はありますか。

○教育次長（小林好子君） ありません。

○議長（三澤一男君） それでは、議案第31号について質疑を行います。

質疑のある議員の発言を許します。質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案第32号～議案第34号

○議長（三澤一男君） 日程第20、議案第32号から日程第22、議案第34号までを一括して議題とします。村長の提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長（本庄利昭君） はじめに、議案第32号「令和2年度山形村一般会計補正予算（第3号）」の提案説明を申し上げます。

一般会計の補正予算第3号は、歳入歳出予算と債務負担行為の補正を行うものであります。

第1条「歳入歳出予算の補正」は、歳入歳出に7,585万3,000円を追加し、補正後の予算規模を46億7,637万2,000円とするものであります。

歳入予算の主な内容は、国庫支出金で5,920万8,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や公立学校施設整備費補助金などであります。

歳出予算では、主に一般職の職員の人事異動に伴う人件費の組替えのほか、新型コロナウイルス感染症対応に伴う消耗品等や、教育費でGIGAスクール構想に係る児童1人1台の端末機器の購入費として2,604万5,000円を計上いたしました。

第2条の「債務負担行為補正」は、保育園マイクロバスの借上料を追加したほか、「ホームページ運用保守委託料」「地域おこし協力隊活動車両リース料」及び「冷蔵ユニット借上料」の限度額が変更となりましたので補正をお願いするものであります。

詳細につきましては、補正予算及び補正予算に関する説明書のとおりでございます。

次に、議案第33号「令和2年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の提案説明を申し上げます。

まず、歳出予算の構成上、大きな割合を占める国民健康保険事業費納付金の本年度納付額が確定したことに伴い、項目別に確定額との差額を増減しております。

次に、さきに条例改正の議案でも申し上げましたが、新型コロナウイルス対策による傷病手当金の支給に備えるため、所要の金額を新規計上いたしました。

なお、今回は歳入の補正を行わず、予備費の調整により、歳出のみの計上とし、予算総額に増減はございません。

次に、議案第34号「令和2年度山形村介護保険特別会計補正予算（第1号）」の提案説明を申し上げます。

介護保険特別会計補正予算第1号は、歳入予算に19万2,000円を追加し、総額を7億3,559万2,000円とするものであります。

歳入予算では、低所得者の保険料軽減対策に伴い、保険料を593万1,000円減額し、一般会計繰入金金を612万3,000円増額するものであります。

歳出予算では、職員人件費や介護保険システム改修費用等で19万2,000円増額をするものであります。

ご審議を頂きますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（三澤一男君） 村長の提案説明が終了しました。

ここで担当課長の詳細説明があれば、これを許します。

議案第32号についての詳細説明はありますか。

上條総務課長。

○総務課長（上條憲治君） それでは、議案第32号「令和2年度山形村一般会計補正予算（第3号）」の詳細説明を申し上げます。

補正予算書1ページをお願いいたします。

補正予算第3号は、歳入歳出予算と債務負担行為の補正を行うものであります。

第1条、歳入歳出予算の補正は歳入歳出に7,585万3,000円を追加し、補正後の予算規模を46億7,637万2,000円とするものであります。

6ページをお願いします。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括、歳入であります、増減の主なものについて説明をいたします。

歳入予算の主な内容は、10款「地方交付税」に812万3,000円、14款「国庫支出金」に5,920万8,000円、15款「県支出金」に497万5,000円の追加計上であります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、それから公立学校施設整備費補助金などとなっております。

次に8ページをお願いします。歳出になります。

定期人事異動及び新規採用による当初予算の職員人件費の振替のほか、新型コロナウイルス感染症対応に伴う事業等があります。主なものについて説明をいたします。

2 款「総務費」では、住民基本台帳・戸籍関係のシステム関係費ほかで合計で1,679万7,000円、3 款「民生費」では、子どものための教育・保育給付費などに1,494万2,000円、4 款「衛生費」では二酸化炭素削減診断委託料などに964万円、9 款「消防費」では、非常備消防費に599万6,000円、10 款「教育費」ではG I G Aスクール構想に係る関係事業費など2,831万8,000円をそれぞれ追加計上しております。

次に、戻りまして5 ページを御覧いただきたいと思います。債務負担行為補正であります。

保育園マイクロバス借上料を追加したほか、ホームページ運用保守委託料、それから地域おこし協力隊活動車両リース料及びミラ・フード館の冷蔵ユニット借上料の限度額が変更となりましたので補正をするものであります。

詳細説明は以上になります。

○議長（三澤一男君） 次に、議案第33号についての詳細説明はありますか。

○住民課長（中川俊彦君） ありません。

○議長（三澤一男君） 次に、議案第34号についての詳細説明はありますか。

○保健福祉課長（篠原雅彦君） ありません。

○議長（三澤一男君） 以上で、詳細説明が終わりました。

それでは、議案第32号から議案第34号について一括質疑を行います。質問事項が多項目にわたる場合にも、一括して質問してください。答弁はその後で行うようにします。

それでは、質問のある議員の発言を許します。質疑はありますか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、以上で質疑を終結します。

◎議案の委員会付託

○議長（三澤一男君） 日程第23「議案の委員会付託について」を議題とします。

本日提出されました議案第27号から議案第34号については、お手元に配付の議案付託表のとおり、各常任委員会に付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認めます。よって、議案付託表のとおり、各

常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

◎散会宣告

○議長（三澤一男君） 以上で、本日の本会議の日程はすべて終了いたしました。

本日の本会議はこれにて閉議し、散会といたします。

（午前10時12分）
